

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

三木市が平成28年8月に発行したハザードマップ（三木市防災情報マップ）によると、吉川町商工会が立地する吉安地域において、2mを超える浸水が予想されているほか、吉川町内の主要道路となっている主要地方道西脇三田線、加古川三田線共に並行して流れる美囊川では0.5m以上の浸水が想定され、その沿線に占める会員が60%を占める。

(土砂災害：ハザードマップ)

三木市のハザードマップ（三木市防災情報マップ）によると、吉川町では中国縦貫自動車道より南部の地域に地すべり危険区域等の土砂災害が想定される区域が多くあるが、ほとんど事業者は存在しない。

(地震：三木市地震ハザードマップ)

三木市の地震ハザードマップ（三木市防災情報マップ）では、山崎断層帯と草谷断層が連動して地震が発生した場合、吉川地区では震度6強（北部・東部の一部は震度6弱）が予測されている。この地震による被害は、吉川町内で全壊が1,067棟、半壊が2,372棟、死者数69人、負傷者123人、避難所生活者1,306人と想定されている。

(災害その他)

三木市内の美囊川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、近年では平成16年の台風第23号の降雨により、浸水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を受けた。

三木市全体の被害は、死者1名、負傷者3名、半壊55棟、床上浸水41棟、床下浸水94棟に及んだ。

三木市は瀬戸内海式気候のため温暖な気候で、年間の平均気温が15度前後である。晴天日が多く、年間降水量が1,160ミリメートル程度と雨天日は少ない。中国山地の南端であるためにわか雨が良く降るものの、自然災害に見舞われることが少ない地域である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、三木市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（会員数は令和2年10月1日現在、商工業者数は、H28経済センサスより）

吉川町内

- ・商工業者数 293者 うち会員企業数 210者
- ・小規模事業者数 223者 うち会員企業数 198者

【会員企業の内訳】

業種	商工業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	37 美囊川沿いを中心に点在
	建設業	48 山間部を中心に点在
	卸・小売業	38 美囊川沿いに集中
	飲食・宿泊業	16 美囊川沿いに集中

サービス業	41	美囊川沿いを中心に点在
その他	30	町内に点在
合計	210	

(3) これまでの取組

1) 三木市の取組

- ・防災計画の策定
平成29年3月策定
- ・防災訓練の実施
 - ・全市民を対象に毎年9月に総合防災訓練を実施（台風と地震災害を想定し、毎年交互に実施）
 - ・概ね中学校区単位で防災訓練を実施
 - ・自治会や老人会等で防災訓練を実施
- ・防災備品の備蓄
 - ・山崎断層帯（主要北西部）と山崎断層帯（主要南東部）、草谷断層の3連動地震を想定し、避難所生活者15,048人を基本に物資を備蓄している。
 - ・市役所防災倉庫、消防署防災倉庫、市立公民館等に分散備蓄している。

非常用の食料	30,000食
飲料水（0.5L）	8,320本
毛布	1,600枚
仮設トイレ（組み立て）	120基
携帯トイレ	1,500個
 - ・新型コロナウイルス感染症対策として新たに購入。

マスク	30,000枚
使い捨て手袋	1,300枚
防護服	150枚
手指消毒液	400L
- ・三木市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
平成27年3月策定

2) 吉川町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・兵庫県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・避難体制
- ・安否確認
- ・三木市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・損害保険や共済制度などの加入推進（商工会報や情報誌、ホームページで周知）を適宜行っている。

II 課題

吉川町商工会においては、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分におらず、保険・共済に対する助言を行える吉川町商工会経営指導員等職員が不足している。

全国各地で地震や集中豪雨による被災があっても吉川町では人命に係る被災が平成16年の台

風 23 号の人的被害が約 1 件であり、防災意識が低いと考えられる。このことから、防災備品の備えがない事業所が多く、防災訓練の参加率も低い。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

吉川町商工会では、以下を目標とする。

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、三木市と吉川町商工会の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症発生時には速やかに拡大防止措置（海外発生期は情報収集と渡航の注意、国内感染者発生期には密集・密接・密閉）の回避、手洗い・うがい・消毒・マスク着用の徹底）を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・広範囲で被災した場合においては兵庫県商工会連合会を通じて播磨地域以外の商工会等とも連携を取れるよう連絡体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者が事業継続力強化計画策定やBCP策定に取り組むきっかけとするため、当面の間、毎年1回BCPセミナーを兵庫県の企業BCP策定支援事業を活用し開催する。実施に当たっては兵庫県商工会連合会、兵庫県共済協同組合と連携するとともに、三木市広報、吉川町商工会ホームページ等により管内事業所へ周知を行う。また、事業所がBCP計画策定の際は、兵庫県企業BCP策定支援事業補助金等の活用を案内する。
- ・発災後の復旧費用や運転資金の必要性に備えるために、各共済・保険制度の推進を行う。
- ・自然災害発生時の災害リスクを抑えるための損害保険や各種共済制度を周知する。（随時）
- ・BCPや事業継続力強化計画の作成を支援する職員向け研修会等に参加する。（年1回以上）
- ・事業継続力強化支援計画の計画から評価までをPDCAサイクルで確認する。（年1回以上）

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
293	223	R3	-	1
		R4	1	2
		R5	2	2
		R6	2	2
		R7	2	2

現在BCPを策定している小規模事業者数を把握していないため、1年目は調査と普及啓発活動を中心とした事業を行う。従って初年度は、講習会を通じて希望した事業所に対して、まず事業継続力強化計画を1件、2年目以降は事業継続力強化計画を作成した事業にBCP計画策定支援を行う、3年後には軌道にのせ、1年間の目標を事業継続力強化計画2件、BCP計画を2件とする。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日 (5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

三木市と吉川町商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、リスクの高い地区を中心にハザードマップ等を用いながら、事業所立場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報（隔月年6回）や、市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。また、セミナー開催時には、吉川町内に新聞折込（2950部）を行うことで、セミナーの告知のみならず、BCPの重要性も併せ、地域事業者への周知を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・吉川町商工会は、令和3年12月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ、兵庫県商工会連合会や兵庫県共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を年1回実施する。
- ・三木市と吉川町商工会で会議を最低でも年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 強の地震）が発生したと仮定し、三木市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を吉川町商工会と三木市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、三木市における感染症対策本部設置に基づき吉川町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・三木市と吉川町商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
例えば、職員自身の目視で命の危険を感じる豪雨がある場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内の 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 1% の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない
被害がある	・地区内の 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 0.1% の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない

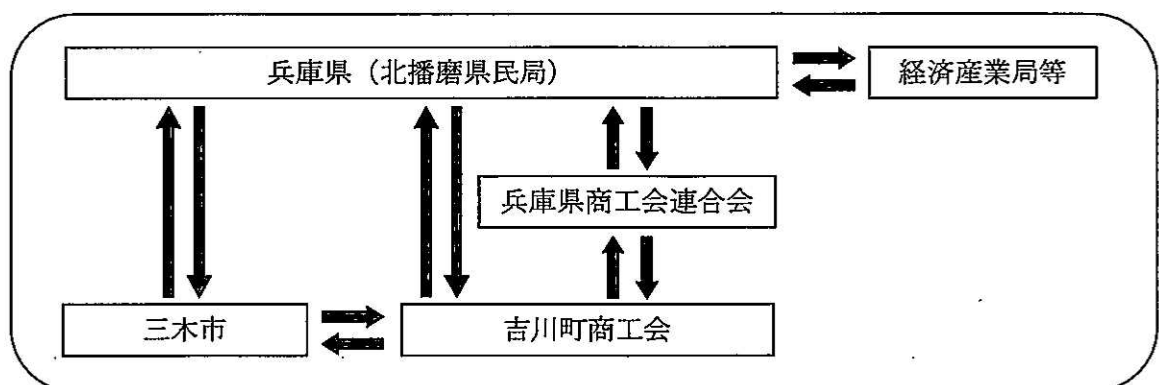
- ・本計画により、三木市と吉川町商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	2 日に 1 回以上
1 週間～2 週間	1 週間に 2 回以上
2 週間～1 カ月	1 週間に 1 回以上
1 カ月～2 カ月	2 週間に 1 回以上

- ・三木市で取りまとめた三木市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・三木市と吉川町商工会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・三木市と吉川町商工会が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて三木市または吉川町商工会より兵庫県（北播磨県民局）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、吉川町商工会と三木市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて吉川町商工会又は三木市より兵庫県へ報告する。



< 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

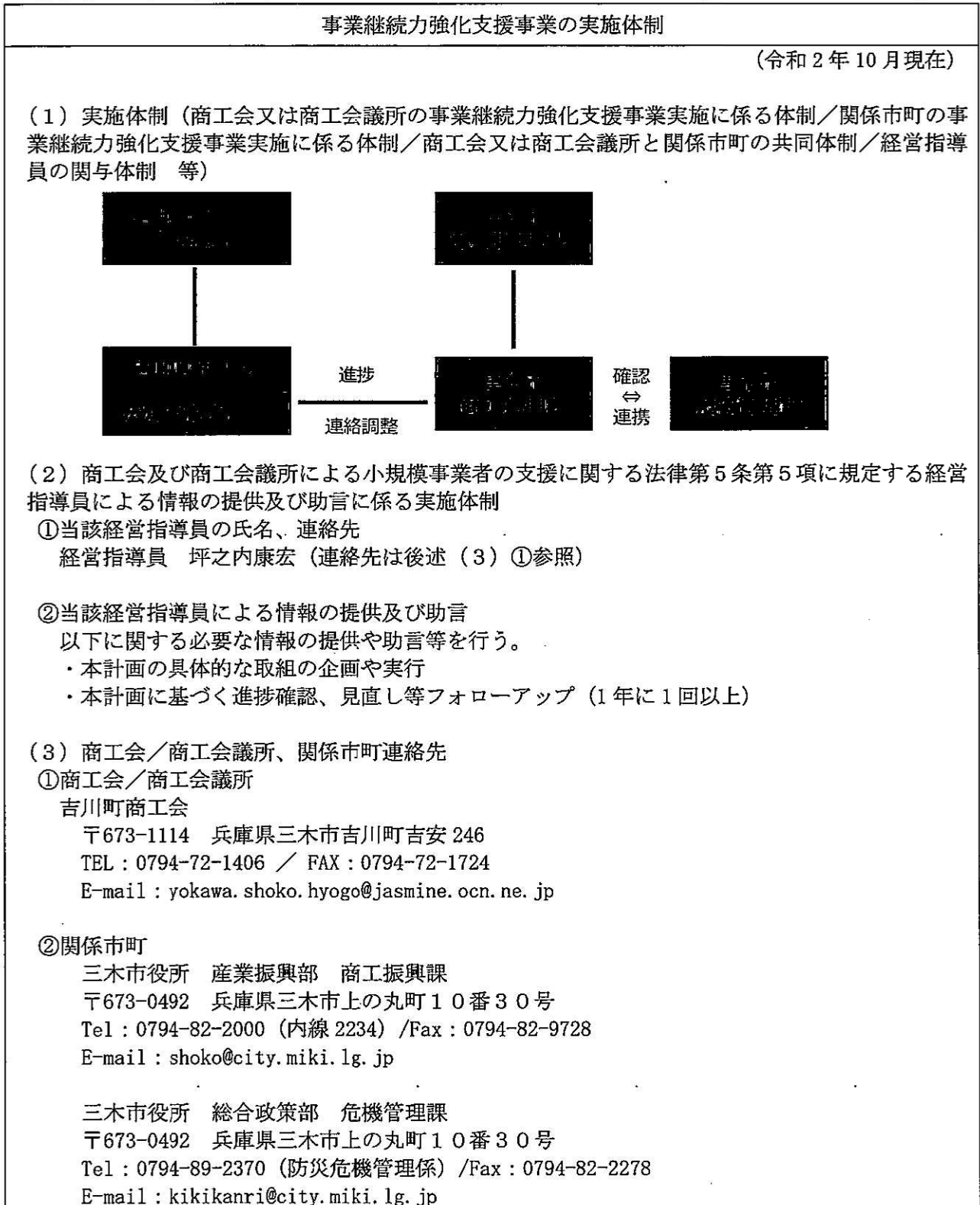
- ・相談窓口の開設方法について、三木市と相談する（吉川町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や兵庫県、三木市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・兵庫県商工会連合会を通じて他の地域の商工会（東・北播磨地区商工会）も連携し、小規模事業者が早期に事業を再開できるよう支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
必要な資金の額	130	180	180	180	180
・ 専門家派遣費	25	75	75	75	75
・ 会議運営費	6	6	6	6	6
・ セミナー開催費	64	64	64	64	64
・ チラシ・ポスター作成費	35	35	35	35	35

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
兵庫県補助金（企業BCP策定支援事業等）、三木市補助金、会費・手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
兵庫県商工会連合会 会長 志智 宣夫 〒650-0013 兵庫県神戸市中央区花隈町 6-19 兵庫県共済協同組合 組合長 上枝 晶夫 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通 6 丁目 3-28 兵庫県中央労働センター4F
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者が早期に事業を再開できるような支援体制の構築や情報共有、発災時の連携 ② 災害リスクの周知やBCP策定等のセミナー、各種共済の推進
連携して事業を実施する者の役割
① 兵庫県全体の商工会の状況を把握し、支援体制の構築や情報共有、発災時の連携を行う ② 災害リスクやBCP策定等に関するセミナーの開催、各種共済の提案
連携体制図等
① 小規模事業者が早期に事業を再開できるような支援体制の構築や情報共有、発災時の連携 <pre> graph TD A[小規模事業者] <--> 支援 B[吉川町商工会] B <--> 協力 C[兵庫県商工会連合会] C <--> 協力 D[兵庫県下各商工会] D -- 支援協力 --> A </pre>
② 災害リスクの周知やBCP策定等のセミナー、各種共済の推進 <pre> graph TD A[小規模事業者] <--> 案内・周知 B[吉川町商工会] B <--> 協力 C[兵庫県商工会連合会] B <--> 申込・受講 D[兵庫県共済協同組合] C <--> 共済の推進・協力 D </pre>